

令和7年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組

資料1

目的	主な取組内容
1. 市町村の虐待対応力の向上	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修(厚労省カリキュラム) <ul style="list-style-type: none"> 講義:厚労省作成の講義動画配信(YouTube)。一部講義は集合形式で実施 演習:厚労省作成の演習カリキュラムを活用し、養護者、施設従事者虐待対応についての演習を集合形式で実施 ・管理職研修 <ul style="list-style-type: none"> 講義・演習とともに集合形式で実施 ・スキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 講義:動画配信(YouTube)。一部講義は集合形式で実施 演習:司法面接研修、事例検討を集合形式で実施 ・令和6年度より市町村職員に市町村向け研修の企画会議参加や演習のファシリテーターとして役割を担ってもらうために厚労省開催の権利擁護指導者養成研修に市町村職員を府職員と共に派遣。令和7年度は島本町職員を派遣
(1)通報受理から終結に至るまでの虐待対応	
(2)虐待の早期発見、未然防止	
(3)虐待防止ネットワークの整備	<p>②障がい者虐待対応市町村検討会にて作成した研修テキストの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村/虐待防止センター職員が、障害者虐待防止法及び法に基づく対応等、基礎的知識や対応のポイントを事例を通じて学べるよう、平成30年度～令和2年度に自主的研修テキストを作成し、積極的な活用を喚起
	<p>③専門性強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の虐待対応における困難事例について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会より専門職を派遣し、助言及び情報提供を受ける ⇒研修等機会を通じて積極的な活用を喚起。令和7年度実績:1件(令和8年1月末時点)
	<p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う(府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施) ⇒令和7年度実績:20市町
	<p>⑤大阪府障がい者虐待対応マニュアル新様式の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省より面会制限に係る事務連絡を受けて令和6年度末に新様式を作成。研修や市町村指導を通じて活用を喚起
2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止	<p>⑥事業所職員向け虐待防止研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に管理者や責任者を対象 令和4年度から受講対象者を間接的防止措置実施者(学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者)まで拡大 講義:厚労省作成の動画配信(YouTube) 演習:厚労省作成の演習カリキュラムを活用し集合形式で実施 平成28年度より民間施設長にも府職員と共に国研修を受講してもらい府研修の講師として起用 ・令和7年度は本研修に加え、事業所職員を主な対象とした特別講演会を実施
	<p>⑦事業所に対する運営指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者を対象とした集団指導…行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 ・個々の事業者に対する計画的な運営指導…人権に関わる研修や虐待判断後の改善状況の確認

令和7年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組

目的	主な取組内容
3. 関係機関との連携	<p>⑧使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪労働局担当者との定期的な実務者連絡会議の開催や、大阪方式の使用者虐待対応システムでの大阪労働局・市町村・府の連携による調査及び対応の実施 ・拡大版実務者連絡会議を全市町村対象に実施。労働局各担当課の取組の紹介や実務に関する対応ポイントの説明や意見交換を実施 <p>⑨近畿府県障がい者虐待防止担当者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より大阪府が主催し、各府県の研修や虐待対応等の取組状況について情報交換実施 ・令和7年度は滋賀県が事務局を担当 <p>⑩DV対応、成年後見等に関する連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度より精神科病院での虐待通報窓口が設置されたことに伴い、各研修において通報窓口を周知 ・DV対応について、女性相談センターと課題を共有 ・大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室主催、成年後見制度等にかかる市町村研修の開催を府主管課、高齢者虐待担当課とともに周知協力 ・市民後見人養成講座にて障害者虐待防止法等についての講義動画を提供 <p>⑪大阪府障がい者自立相談支援センターとの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが主催する市町村障がい福祉担当新任職員向けの研修において、障がい者手帳申請等の窓口対応の場面で虐待への気づきにつながるよう、事例等を交えた講義を実施 <p>⑫大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会の設置運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法第39条に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、府及び府内市町村、関係機関における虐待防止の取組等を共有 ・令和2年度より市町村の取組共有を行う ⇒令和5年度は守口市、令和6年度は島本町、令和7年度は大阪市より報告 ・令和5年度より専門委員会を設置し、事業所で重大な虐待事案が発生した場合に府が行う指導に対する助言を受ける
4. 虐待防止に係る広報啓発	<p>⑬啓発物配布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期対応につなぐため、各種研修、集団指導等の様々な機会を活用して配布 ・広く府民に障がい者虐待防止について啓発を図るため、情報プラザに配架 ・障がい者や障がいについての理解の促進に関する啓発動画、イベント案内のため、YouTubeチャンネル開設 ⇒「防ごう 障がい者虐待」というテーマで10分で学べる啓発動画を常時公開 <p>⑭大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウント(X旧Twitter・Instagram)での周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解、イベント等、幅広い内容を掲載しているアカウントにおいて事業所向け研修等の情報を発信

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <令和7年度の取組概要>

【令和5年度まで】

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修は【新任者向け】、【管理職向け】、【現任者向け】と対象を3つに分けて研修実施

【令和6年度】

厚労省より都道府県研修の標準的な研修カリキュラムの提示があり、大阪府では養護者虐待の通報件数が他府県に比べて圧倒的に多いことをふまえ研修内容の見直しを実施

- ・基礎研修(養護者虐待)と基礎研修(施設従事者虐待)を設定

・基礎研修については、研修受講歴に関わらず、虐待対応に携わるすべての職員(組織判断・決定を行う管理職も含む)を対象とした

・基礎研修(施設従事者虐待)については市町村の施設指導担当職員も受講対象とした

- ・基礎研修受講者を対象にスキルアップ研修を設定

【令和7年度】

- ・令和6年度の研修内容に加え、組織の判断力を高めることを目的として管理職研修を設定

令和7年度

養護者コース

基礎研修

施設従事者コース

市町村の障がい者虐待防止担当職員(委託先も含む)で過去の研修受講歴に関わらず、**養護者虐待対応**に携わる初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員を対象

市町村の障がい者虐待防止担当職員(委託先も含む)、市町村の施設指導担当職員で**施設従事者虐待対応**に携わる初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員を対象

管理職研修

スキルアップ研修

今後の研修における課題

- ・厚労省提示の研修カリキュラムについて、講義動画・演習の内容が更新されず、受講効果や受講率への影響が懸念される
- ・基礎研修の構成について検討(厚労省の研修カリキュラムに加えて、府独自の講義を追加するか…受講者負担を懸念)
- ・管理職研修については、今後毎年実施することを念頭に研修内容を検討(受講率を維持し、組織判断力の向上を目的とする内容)

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績①>

I. 市町村・虐待防止センター職員コース【基礎研修(養護者、施設従事者)・管理職研修・スキルアップ研修】

◆基礎研修では、過去の受講歴に関わらず虐待対応に関する管理職も含めたすべての職員を受講対象とした

◆令和6年度に国研修を受講した府職員が演習において講師を担当し伝達研修を実施

	基礎研修(養護者・施設従事者)	管理職研修	スキルアップ研修
対象者	市町村障がい者虐待防止職員または委託先の市町村虐待防止センター職員で養護者虐待、施設従事者虐待に携わる <u>初任者から組織判断・決定を行う管理職までのすべての職員</u> (過去に受講歴のある職員も含む)に加えて、施設従事者コースでは <u>市町村の施設指導担当職員</u> も対象とした	市町村障がい者虐待防止職員または委託先の市町村虐待防止センター職員で養護者虐待、施設従事者虐待に携わる <u>初任者から組織判断・決定を行う管理職および現任者</u>	市町村障がい者虐待防止担当職員及び委託先の市町村障がい者虐待防止センター職員(<u>初任者から管理職まで</u>)
形式	講義:動画配信(YouTube) 演習:集合形式	講義・演習:集合形式	講義:動画配信(YouTube) 講義:集合形式 演習:集合形式
カリキュラム	【厚労省カリキュラム】 「障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義」 「障害者虐待防止法の概要」 「性的虐待の防止と対応」 「身体拘束等の適正化の推進」 「通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～」 「養護者による障害者虐待の防止と対応①」 「養護者による障害者虐待の防止と対応②」 「障害者福祉施策従事者等による障害者虐待防止の防止と対応」 「使用者による障害者虐待の防止と対応」 「事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)」 「事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)」	「障がい者虐待に関する市町村の責務」	【大阪府独自カリキュラム】 (動画配信) 「ヤングケアラー」 「家族の想い」 「経済的虐待の対応」 「成年後見」 「警察による障がい者虐待の対応」 「島本町における障がい者虐待防止の取組」 「性暴力被害への対応」 (集合形式) 「女性・DV被害者支援について～機関との連携～」
	「養護者虐待による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習」 「施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習」	「障がい者虐待の対応ってムズくない?」 市町村の取り組みとディスカッション -対応力の向上へ向けて-	「司法面接の技法を用いた面接手法～子ども及び障がい者など社会的弱者への多職種連携の司法面接～」 「事例検討(養護者・従事者)」
実績	受講者数 養護者:520名(うち演習受講者148名) 従事者:277名(うち演習受講者85名)	受講者数 64名	受講者数 91名 (うち演習受講者82名)

障がい者虐待防止・権利擁護研修 <実績②>

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

- ◆国研修を受講した民間施設長が事業所向け研修の演習において、府職員と共に講師を担当し伝達研修を実施
- ◆令和6年度は演習コースを4日程(1日程の受講者数を192名)で実施したが、令和7年度は5日間に拡大
- ◆講義のみコースにおいても間接的防止措置実施者の周知先を拡大し、受講者の増加を目指し、障がい者虐待の理解促進を図った

3. 特別講演会

- ◆障がい福祉サービス事業所等の職員を主な対象とし、障がい者の権利擁護についての理解及び虐待の防止を目的に実施

	障がい福祉サービス事業所等コース	特別講演会
対象者	・障がい福祉サービス事業所等職員(主に管理者・虐待防止担当者を含む責任者) ・間接的防止措置実施者である学校、保育所等、医療機関、放課後等児童クラブ等において、研修内容を職場内職員に伝達・周知できる職員	・障がい福祉サービス事業所等職員 ・間接的防止措置先職員 ・その他(市町村、大阪府職員)
開催形式	講義:動画配信(Youtube) 演習:集合形式	集合形式
目的	障害者虐待防止法の理解や管理者の責務、虐待防止委員会等をテーマとして学び、受講後に各事業所内の虐待防止研修(伝達研修)の実施を促進。事業所における障がい者虐待の対応と未然防止の取組の促進を図る。	障がい者の権利擁護についての理解及び虐待の防止
カリキュラム	◎講義:YouTube動画配信 【厚労省作成】 「障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義」「障害者虐待防止法の概要」「性的虐待の防止と対応」「身体拘束等の適正化の推進」「通報の意義と通報後の対応~通報はすべての人を救う~」「法人・事業所の理念と管理者の役割」「虐待を防止するための日常の取組について①」「虐待を防止するための日常の取組について②~身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上~」「通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)」「障害者虐待防止委員会、身体拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」「虐待防止委員会の実際の運営について」「当事者の声」「府作成」「大阪府内の障がい者虐待の状況」「ヤングケアラー支援研修」 ◎演習:集合形式 「演習① 虐待が疑われる事案への対応」「演習② 虐待防止委員会の活性化」「演習③ 身体拘束適正化委員会の運営」	◎研修 「アンガーマネジメント～自分も相手も大切にできる心理トレーニング～」 ◎講演 「障がいのある人への虐待を防ぐために一人ひとりができること」
実績	令和5年度: 947名(うち演習受講者689名) 令和6年度: 1,509名(うち演習受講者666名) 令和7年度: 1,329名(うち演習受講者825名)	受講者422名

障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応について

実務フロー（通報から権限行使まで）

虐待防止センターの役割

通報受理

事実確認等

虐待判断・改善指導

虐待判断の結果や
苦情等により
運営指導等を実施

指定権者の役割

※必要に応じて事実確認から介入

権限行使

各指定権者による事業所への対応

- 集団指導（全事業者対象） ⇒ 行政処分事案の周知や虐待防止に関する講義等を実施
- 運営指導（訪問等により個々に対応） ⇒ 人権に関わる研修や虐待と判断された後の改善状況の確認

令和5年度と令和6年度の虐待件数と事業所数との比較

	令和5年度（令和6年度集計）			令和6年度（令和7年度集計）		
	虐待判断件数	全事業所数※1	発生率※3	虐待判断件数	全事業所数※2	発生率※3
全国	1,194	187,437	6.4‰	1,267	195,517	6.5‰
東京	103 (全国3位)	13,979	7.4‰	108 (全国3位)	14,214	7.6‰
大阪	117 (全国1位)	24,409	4.8‰	106 (全国4位)	25,700	4.1‰

※1 令和5年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

※2 令和6年10月1日現在の障害福祉サービス等事業所数（障害者支援施設等および障害者支援施設の昼間実施サービスを除く）

出典：統計で見る日本（<https://www.e-stat.go.jp/>）

※3 算出方法：虐待件数／全事業所数×1000

専門委員会の活用

第三者の視点を取り入れた虐待事業所に対する指導について

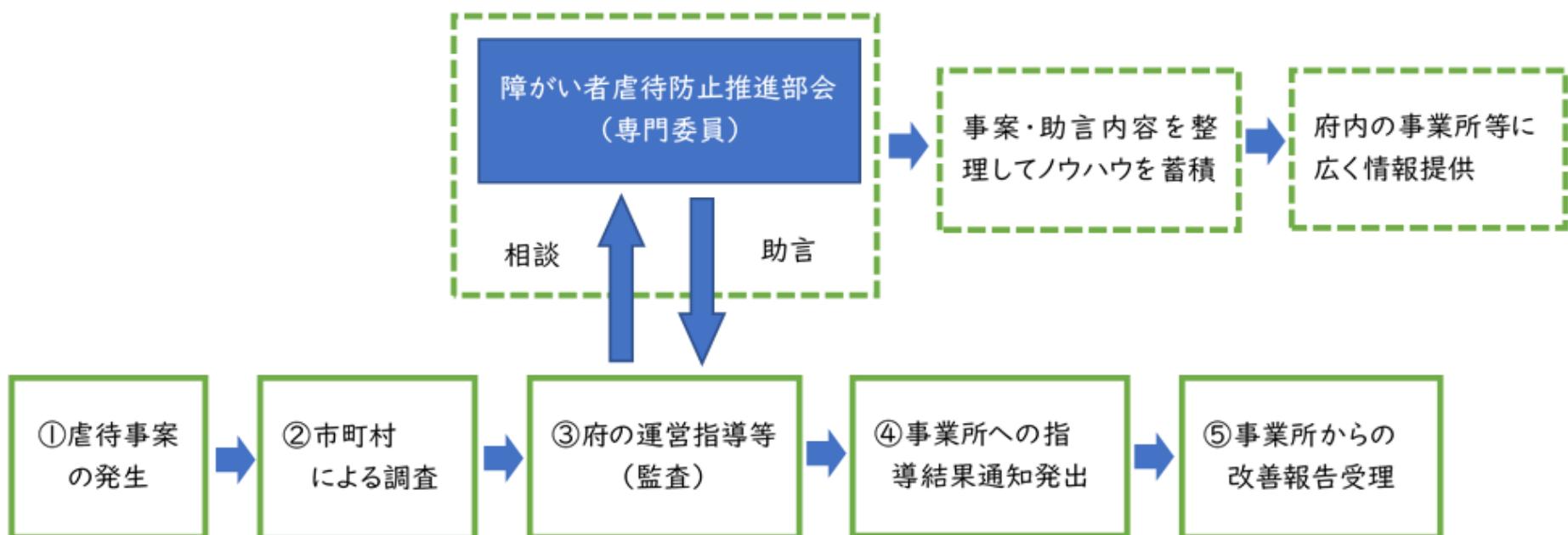
- ◆大阪府が権限を有する障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事業所に対し、事業者指導を行うにあたって、第三者による専門的な視点を取り入れ、指導内容の充実やさらなる適正化を図る
- ◆当委員会が行った助言などは、ノウハウとして蓄積し、府内の市町村、事業所等への情報提供や、施設従事者虐待にかかる研修内容へ反映するなどして活用する

構成員等

- (1) 構成員:委員3名
- (2) 実施頻度:年1~2回程度(大阪府から相談案件がある都度開催)
- (3) 大阪府が相談する案件の例
 - ・社会的に重大な事業
 - ・その他特に大阪府が相談の必要性を認める事業

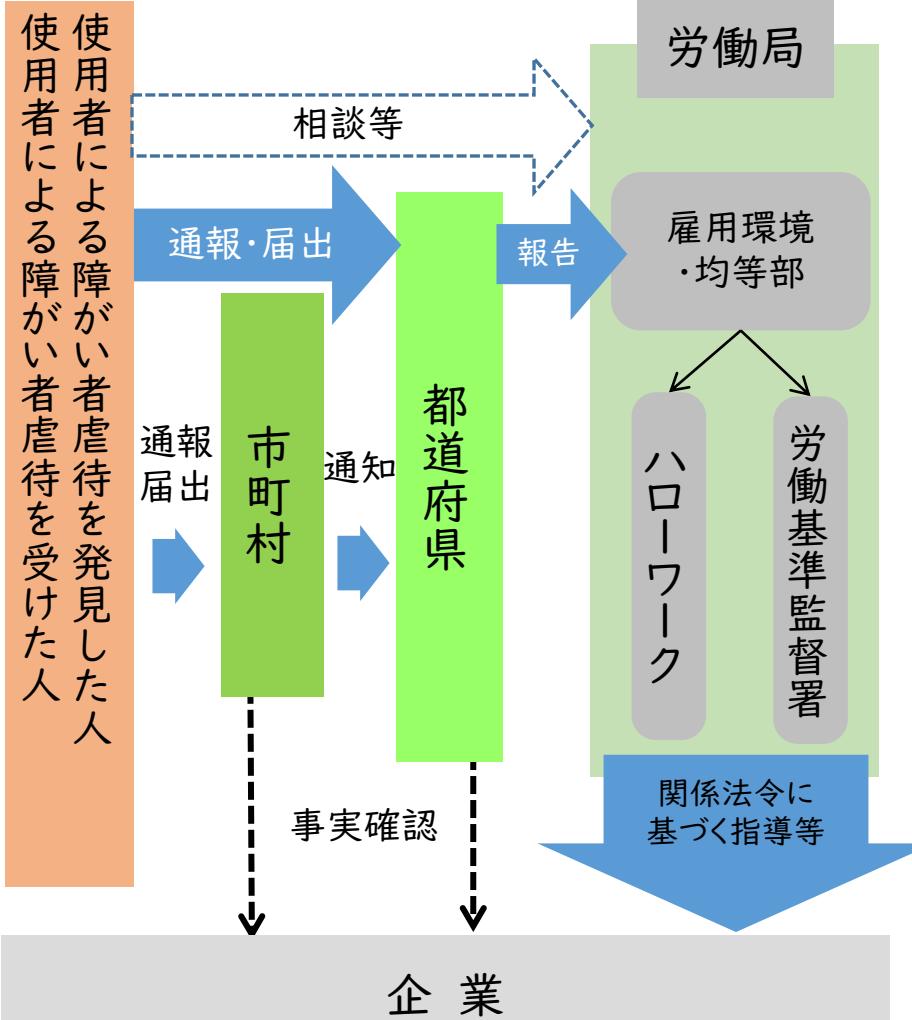
開催実績

- ・令和6年度:1件
障がい者支援施設での虐待事業について
- ・令和7年度:0件(令和8年1月末時点)

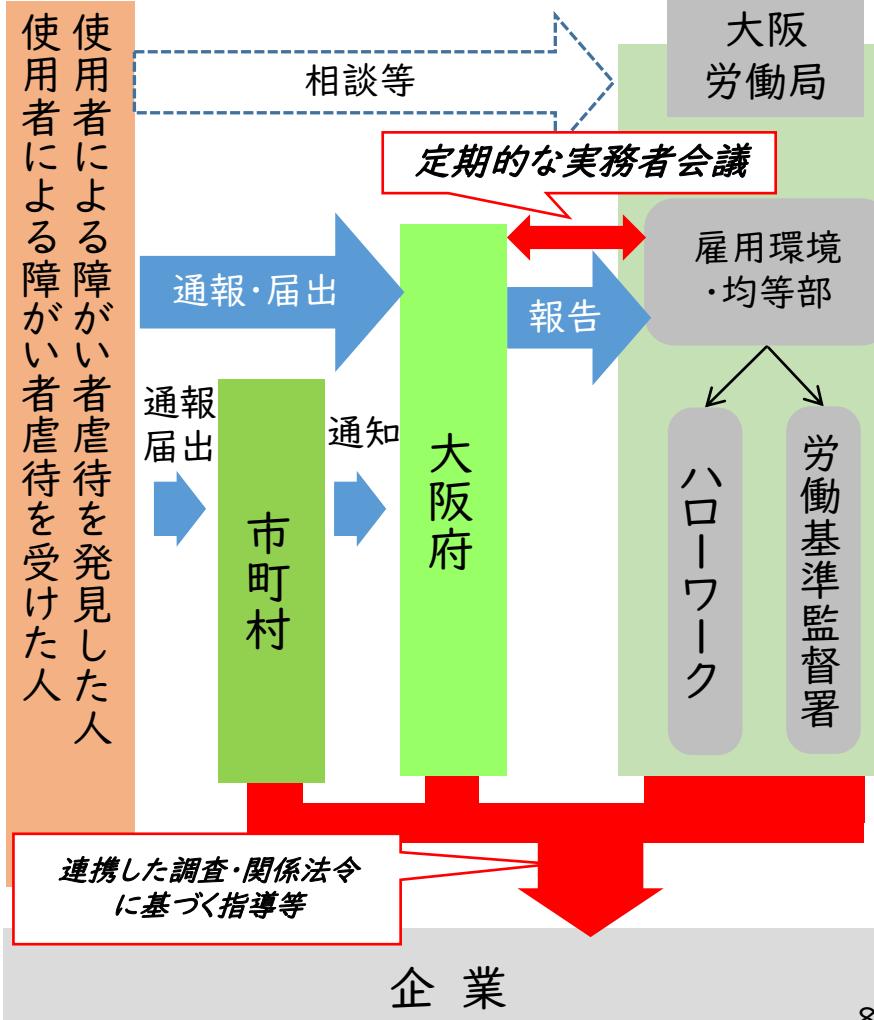


使用者による虐待への対応について <対応スキームの比較>

使用者による障がい者虐待への対応 (厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者虐待への対応 (大阪方式)



専門性強化事業

◆障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、府は弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、市町村の虐待対応方針検討の場において、対応のポイントや組織決定に関する助言、情報提供を受けることができる

事業概要

- 府は大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のために、弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施
- 障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な対応の検討を行う
- 支援の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を得ることが目的

派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡
- ②府へ専門相談依頼書に相談内容等を記入して送付
- ③日程調整後、府より弁護士会、社会福祉士会へ依頼
- ④担当の弁護士、社会福祉士が決定、府から市町村へ報告
- ⑤派遣の実施
- ⑥終了後、府へ会議録（概要）を提出

※大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約していない市町村が対象
(詳細は大阪府障がい者虐待対応マニュアル参照)

実施後市町村より

- 情報の整理ができ、不足している情報は何かがわかった
- ケースの全体像を把握し、客観視することができた
- 虐待判断の法的根拠を確認することができた
- 組織判断した対応方針の見直し、共有ができた
- 終結に向けての道筋が整理できた
- 判断や対応のポイント、ノウハウの蓄積につながった

- ・事実確認が難しい…
- ・分離、保護すべきかどうか…
- ・虐待の判断をする根拠は十分か…
- ・終結と判断して良いか…
- ・虐待対応を見直したい…

そんな時は



専門職派遣活用の検討を!!

問合せ先

**大阪府 福祉部 障がい福祉室
障がい福祉企画課 権利擁護グループ**

電話:06-6944-6271

市町村だけで悩まず、気軽にご相談ください。

近畿府県障がい者虐待防止担当者 情報交換会

◆近畿府県の障がい者虐待防止担当者を対象とし、今後の業務の向上等を図るため、各府県における障がい者虐待防止に係る対応状況などを中心とした情報交換会を令和4年度より定期開催(年1回)

各府県から出た情報交換テーマ

<研修関係>

- 市町村職員向け、事業所職員向け研修
 - ・国カリキュラムと府県独自研修の役割分担
 - ・市町村のレベル差を踏まえた研修の在り方
 - ・独自講義追加の必要性と時間・予算の制約
 - ・国カリキュラムのマンネリ化
 - ・伝達研修の参加率向上策
 - ・2回目受講者増加を見据えた内容再構成
 - ・市町村と施設従事者の連携研修の必要性

<その他>

- ・市町村の主体性を高める支援方法
- ・弁護士会と社会福祉士会が行っている「虐待対応専門職チーム」の活用や依頼状況について

<虐待対応関係>

- 市町村への対応について
 - ・市町村間の虐待判断率のばらつき、対応力の差への対応
- 養護者虐待
 - ・性的虐待事案での他職種、他機関との連携（医療職・警察等）
- 使用者虐待
 - ・労働局との連携（窓口一本化の必要性）
 - ・就A事案の対応での、市町村と労働局との連携
- 施設従事者虐待
 - ・市町村と府県の役割分担（調査主体と監査）
 - ・虐待判断撤回要求への対応
 - ・任意調査に協力が得られなかった場合の対応

各府県の状況

○研修について

- ・直営開催と委託開催は半々の割合で実施されている。各府県、参加率の向上や研修内容の充実を意識し、国のカリキュラムに加えて独自プログラムを組み込んでいる
- ・市町村ニーズやレベルに合わせた内容設定や市町村と施設との合同研修を検討する等の取組もみられた

○虐待対応について

- ・各府県、市町村間での判断率のばらつきや対応力の差が大きいことが課題だと感じており、対応力の向上と主体的な対応を促す支援の必要性を感じている
- ・重大事案等、市町村単独では判断が難しいケースについては、被害者保護を最優先とした体制整備や広域的な連携が必要であり、府県の支援・補完が求められている

市町村指導の実施

- ◆市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行うため、2年に一度実施
- ◆令和7年度の実施状況：20市町
これまで件数が多い市を中心に実施していたが、町村の対応力を確認するため、令和6年度より町村も含め実施

ポイント

監査だけが目的ではなく、担当者からヒアリング等を行うことで

- 直接、市町村の課題や困りごとを把握し、それを次年度の研修等に活かす
- 顔の見える関係づくり

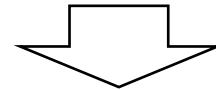
以上のことも目的としている

ケースファイルの確認

- ・受付から終結までの対応について
- ・適切な記録作成について
- ・虐待判断について

職員からのヒアリング

- ・虐待対応について
- ・虐待対応に関する整備体制について
- ・ケースファイル確認後の気になった点について



令和7年度の主な指摘事項

- 受理会議、初動対応検討会議、対応方針検討会議等で検討された内容が記録として残されていない
- 対応終結時の判断について、根拠の記録がなく終結となっており、終結の時期や判断理由がわからない
→ 異動等を見据え、各種様式等の使用、対応記録、判断根拠の記載を行い、受付から終結までの一連の対応がわかるよう適切なケース管理を
- 養護者虐待では、通報内容に暴力や暴言の事実があっても喧嘩や家族間のトラブル、本人や家族が介入を望んでいないこと等を理由に虐待無の判断をしている
- 当事者へ直接事実確認をせずに通報時の内容や緊急性の有無で虐待無の判断をしている
- 養護者の定義や障がい者の定義を限定的に捉えて、虐待防止法の対象者ではないとの判断をしている
→ 受理したケースについては、全件事実確認を行い、暴力や暴言があるならその事実に基づいた積極的な虐待の有無の判断を
- 虐待の有無が現時点で判断できない場合に、モニタリングや支援が継続されることなく終結となっている

大阪府における障がい者虐待防止にかかる課題と今後

市町村間での対応力の差は依然として課題



対応力の底上げに向けた支援と体制整備が必要

市町村職員の対応力向上を支援
(大阪府の役割)

日々の相談、また市町村指導の機会を通じて、直接虐待対応状況を確認し、必要な助言を行う

現場での課題や対応困難事例に焦点を当てた研修の実施

関係機関(警察、労働局、女性相談センター等)との連絡・調整を行い、連携を支援

府の関係機関と連携し、虐待への気づき、早期発見のための研修実施

体制の整備と対応管理の徹底
(市町村の役割)

適切な職員配置により、丁寧な対応と記録管理が可能になる

虐待の有無の判断をゴールとせず、本人や養護者等への支援の充実を目指すことができる

障がい者虐待防止ネットワークを構築し活用することで組織の質が向上する

研修参加の機会が増え、職員個々の力が向上し組織対応力が強化される

虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応をオール大阪で
取組む体制強化により

《重大な障がい者虐待ゼロの実現を!!》